

保護者様へ

豊中市 こども未来部 子育て給付課

認可外保育施設の幼児教育・保育の無償化の変更手続きについて(ご案内)

日頃は当市教育・保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

認可外保育施設に在園しており、新たに施設等利用給付認定(新 2 号認定・新3号認定)を利用される場合、下記のとおり電子申込いただきますようお願いいたします。

記

1. 申込開始日 令和 6 年(2024 年)10 月 1 日(火)から申込開始

2. 申込方法

右記の 2 次元コードをスマートフォン等で読み取っていただき、申込をお願いいたします。



○パソコンから操作される場合の URL: <https://logoform.jp/f/r9CkP>

※紙の提出は不要です。

※必要書類をすべてそろえたうえで電子申込してください。

※きょうだいで申込む場合、児童ごとに申込が必要です。

3. 施設等利用給付認定

施設等利用給付認定は、児童のクラスと下記の認定要件によって異なります。

認定区分	クラス	認定要件	無償化の範囲
新 2 号	<u>3歳児クラス※1</u> ～5歳児クラス	保育を必要とする事由あり	保育料 月 37,000 円まで(償還払い)※4
新 3 号	0歳児クラス ～ <u>2歳児クラス※2</u>	保育を必要とする事由あり かつ <u>非課税世帯※3</u>	保育料 月 42,000 円まで(償還払い)※4

※1: 「3歳児クラス」とは、満3歳になった後の最初の 4 月 1 日以降。

※2: 「2歳児クラス」とは、満3歳になった後の最初の 3 月 31 日まで。

※3: 非課税世帯の判定は 4 月～8 月分は前年度、9 月～3 月は当該年度分の市民税で行います。また、保護者全員が非課税世帯の場合は、同居者も判定対象になります。

※4: 「償還払い」とは、保育料を一旦保護者から園に支払っていただき、年 4 回、保護者からの請求に基づいて後から支給する仕組みです。

(無償化対象となる範囲や金額などの詳細は別紙「幼児教育・保育の無償化について」を参照ください。)

4. 必要書類 ※電子申込の際に書類の添付が必要です。

新2号・新3号認定を希望される場合、保護者全員分の就労証明書または保育を必要とする事由証明書が必要です。
該当する保育を必要とする事由に沿って、必要書類を添付してください。

保育を必要とする事由		必要書類
就 労	恒常的に月 64 時間以上の就労中の場合	就労証明書 ※自営業の場合は次のいずれか ひとつを添付 ・最新年度の確定申告の控え ・税務署への開業届の写し (開業した年度に限る)
	・月 64 時間以上の就労に内定中の場合 ・すでに 64 時間未満の就労中の場合 ※認定後、3 か月の内に月 64 時間以上の就労(2 か月以上)が分かる就労 証明書の提出が必要。	
	4 月 1 日に育児休業から復職予定の場合 ※3 月 31 日までに「4 月 1 日復職予定」の就労証明書を提出のうえ、4 月 1 日に復職し、復職後の「復職ずみ」の就労証明書を 4 月 5 日までに提出さ れた場合に限り、4 月 1 日から認定。	
疾 病 ・ 障 害	保護者の疾病・障害により日常生活が困難または支障がある場合	保育を必要とする事由証明書 →医師の証明欄への証明
介 護 ・ 看 護	同居親族を常時介護または看護している場合	保育を必要とする事由証明書 →医師の証明欄への証明
就 学	学校または職業訓練校に月 64 時間以上通学中の場合	保育を必要とする事由証明書 →就学による在学証明欄への証明
	4 月 1 日に就学開始予定の場合 ※3 月 31 日までに「4 月 1 日就学予定」の保育を必要とする事由証明書を 提出のうえ、4 月 1 日に就学し、就学後の「就学ずみ」の証明書を 4 月 5 日 までに提出された場合に限り、4 月 1 日から認定。	
妊 娠 出 産	分娩予定日の前後 2 か月	母子手帳(母の名前と分娩予定日が 分かるページ)

5. 該当者のみ必要な書類【該当する場合のみ】 ※電子申込の際に書類の添付が必要です。

以下に該当する場合は上記「4. 必要書類」に加えて以下の書類が必要です。

① ひとり親世帯の場合

「ひとり親家庭医療証」か「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当支給停止通知」「戸籍全部事項証明(戸籍謄本)」
※上記の書類を提出しても、前夫・前妻と同一世帯、または内縁の夫(妻)がいる場合はひとり親世帯に該当しません。

② 新3号認定希望で生活保護世帯の場合

「生活保護受給証明書(3ヶ月以内のもの)」か「休日夜間受診票」

③ 新3号認定希望で以下のアからウに該当する場合

(非課税世帯であることが確認できないため、必要書類を電子申込で添付してください。)

該当事項		必要書類
ア	令和 6 年 1 月 1 日時点で豊中市に住 民票はあるが、市民税未申告の方	豊中市 市民税課にて市民税の申告後、市民税申告用紙の控えを提出して ください。
イ	令和 6 年 1 月 2 日以降に他市から転 入された保護者*または、単身赴任等 で令和 6 年 1 月 1 日に豊中市以外に 住民票のあった保護者*	令和 6 年 1 月 1 日に住民票のあった市町村発行の「令和 6 年度(令和 5 年 1 月～12 月分の所得)住民税課税証明書」 *所得申告のない保護者のうち、配偶者控除の対象となっている保護者につ いては提出不要です。 *住民票が豊中市外にあった場合でも、豊中市で課税している場合は、子育 て給付課までご連絡ください。
ウ	令和 6 年 1 月 1 日時点で海外居住し ていて、本市に税情報がない保護者	海外での所得が分かる書類(令和 5 年 1 月～12 月分の給与明細、給与証 明書、現地で確定申告の控えなど)

【問合せ】 〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号(第二庁舎 3 階)
こども未来部 子育て給付課 入所入園係
TEL06-6858-2252・2253